野菜農業振興事業の実施について

平成 20 年４月１日付け 19 農畜機第 4798 号制定
平成 21 年４月１日付け 20 農畜機第 4550 号変更
平成 22 年４月１日付け 21 農畜機第 5236 号変更
平成 23 年３月 31 日付け 22 農畜機第 5065 号変更
平成 24 年３月 30 日付け 23 農畜機第 5164 号変更
平成 24 年５月 15 日付け 24 農畜機第 646 号変更
平成 26 年３月 31 日付け 25 農畜機第 5435 号変更
平成 26 年９月 12 日付け 26 農畜機第 2377 号変更
平成 27 年３月 18 日付け 26 農畜機第 5441 号変更
平成 27 年４月 10 日付け 27 農畜機第 133 号変更
平成 28 年４月１日付け 28 農畜機第 5912 号変更
平成 29 年３月 29 日付け 28 農畜機第 6579 号変更
平成 30 年３月 29 日付け 29 農畜機第 6758 号変更
平成 31 年４月１日付け 30 農畜機第 7528 号変更
令和２年３月 27 日付け元農畜機第 7861 号変更
令和４年４月１日付け３農畜機第 7150 号変更

野菜農業振興事業補助実施要綱（平成 15 年 10 月 1 日付け 15 農畜機第 61 号-4。以下「実施要綱」という。）第１２の３の規定に基づき、野菜農業振興事業の実施に必要な事項を以下のとおり定める。

１　補助対象経費

補助対象経費は別表１のとおりとする。

２　採択基準等

（１）採択については、コスト分析等により行うものとし、別表２のコスト分析基準の額又は水準を上回っていないこととする。

（２）事業の特殊性等により、（１）の基準内での実施が困難な場合は、基準内での実施が困難な経費、困難な理由、必要性等を事業実施計画書に記載するものとする。

（３）コスト分析の基準のない経費については、見積額等の根拠が適切かどうかにより判断するものとする。

（４）産地情報調査員設置事業と緊急出荷調整連絡協議会開催等事業は、登録出荷団体等の計画的な出荷の促進を目的とする事業であり、一体的に実施す

ることが望ましいが、系統外生産者の出荷比率が小さい等により協議会の開催の必要性が低い場合には、単独で産地情報調査員設置事業を実施することも可能とする。

（５）緊急出荷調整連絡協議会については、系統外を含めた県全体の出荷調整体制の整備を促進する事業であることから、その構成員として登録生産者、産地市場関係者、系統外集荷業者、系統外大規模生産者等いずれかの系統外の関係者の参加を確保するものとする。また、協議結果について、生産者等に対する啓発・指導を行うものとする。

（６）消費拡大推進事業については、供給過剰時の消費拡大活動に対して助成するものであり、通常の消費拡大に係る経費は助成対象としないものとする。供給過剰時に備えて啓発資材の原盤等を準備する場合も助成できるものとするが、これを当該年度に使用する機会がなかった場合には、事業終了後３年間、その使用実績を独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）に報告するものとする。なお、供給過剰時とは、以下のいずれかの場合とする。

ア　登録出荷団体等における品目別の旬別対象市場群別出荷数量が過去５年中３年平均（過去５年間の旬別出荷数量の最小、最大値を除いた３年間の平均値）の数量を上回ったとき。

イ　登録出荷団体等における品目別の旬別対象市場群別の卸売価格が平均価格（野菜需給均衡総合推進対策事業の運用について（昭和 63 年 7 月 25 日付け 63 食流第 3577 号農林水産省食品流通局長通知）別表第４に掲げる価格をいう。）を下回ったとき。

ウ　その他独立行政法人農畜産業振興機構理事長（以下「理事長」という。）が必要と認めたとき。

３　補助事業の実施における売買、賃借、請負その他の契約等

（１）事業実施主体は、補助事業を遂行するため、売買、貸借、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。

（２）事業実施主体は、前項により契約をしようとする場合は、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約（以下「競争入札等」という。）に参加しようとする者に対し、別記様式による指名停止に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。

（３）事業実施主体は、実施要綱第４の規定に基づき、補助事業の交付目的で

ある事業の一部分（例えば、事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等）を他の者に委託する場合は、委託することが必要かつ合理的・効果的な業務に限り実施できるものとし、事業そのもの又は事業の根幹を成す業務の委託は認めない。また、委託のために必要な経費は、補助金の額の50％未満とする。

4　暴力団員等の排除

理事長は、事業実施主体等の代表者又は役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第６号に規定する暴力団員に該当する者であることが判明した場合には、当該事業の事業実施主体に対して、補助金の交付決定の取消し及び補助金の返還を命ずることができるものとする。

附　則（平成 21 年４月１日付け 20 農畜機第 4550 号）

この通知の改正は、平成 21 年４月１日から施行する。

附　則（平成 22 年４月１日付け 21 農畜機第 5236 号）

この通知の改正は、平成 22 年４月１日から施行する。

附　則（平成 23 年３月 31 日付け 22 農畜機第 5065 号）

この通知の改正については、平成 23 年３月 31 日から施行する。ただし、別表１及び２の改正については、平成 23 年４月１日から適用する。

附　則（平成 24 年３月 30 日付け 23 農畜機第 5164 号）

この通知の改正については、平成 24 年４月１日から施行する。

附　則（平成 24 年５月 15 日付け 24 農畜機第 646 号）

この通知は、平成 24 年５月 15 日から施行し、平成 24 年４月１日から適用する。

附　則（平成 26 年３月 31 日付け 25 農畜機第 5435 号）

この通知は、平成 26 年３月 31 日から施行し、平成 26 年４月１日から適用する。

附　則（平成 26 年９月 12 日付け 26 農畜機第 2377 号）

この通知は、平成 26 年９月 12 日から施行する。

附　則（平成 27 年３月 18 日付け 26 農畜機第 5441 号）
この通知は、平成 27 年３月 18 日から施行し、平成 27 年４月１日から適用する。

附　則（平成 27 年４月 10 日付け 27 農畜機第 133 号）
この通知は、平成 27 年４月 10 日から施行する。

附　則（平成 28 年４月１日付け 27 農畜機第 5912 号）
この通知は、平成 28 年４月１日から施行する。

附　則（平成 29 年３月 29 日付け 28 農畜機第 6579 号）
この通知は、平成 29 年４月１日から適用する。

附　則（平成 30 年３月 29 日付け 29 農畜機第 6758 号）
この通知は、平成 30 年４月１日から適用する。

附　則（平成 31 年４月１日付け 30 農畜機第 7528 号）
この通知は、平成 31 年４月１日から適用する。

附　則（令和２年３月 27 日付け元農畜機第 7861 号）
この通知は、令和２年４月１日から適用する。

附　則（令和４年４月１日付け３農畜機第 7150 号）
この通知は、令和４年４月１日から適用する。

別表１

事業名	補助対象経費
１　緊急需給調整事業に係る補助事業	
（１）緊急需給調整推進費助成事業	① 緊急需給調整の推進を行うのに要する経費 ・会場借料、会議資料費 ・推進・指導のための旅費 ・トラクター等賃借料 ・燃料費 ・作業人夫賃 ② 緊急需給調整の実施確認を行うのに要する経費 ・確認のための経費 ・確認のためのアルバイト賃金
（２）緊急需給調整推進事業	
ア　産地情報調査員設置事業	調査員設置経費 ・調査員手当・調査謝礼・旅費 ・調査報告費（原稿料、印刷費、通信費）
イ　緊急出荷調整連絡協議会開催等事業	① 協議会開催費 ・会場借料、講師謝金、講師旅費、会議資料費 ② 啓発活動実施経費 ・普及啓発資料作成費 ・産地指導員手当・謝金・旅費
ウ　消費拡大推進事業	消費促進活動費 ・啓発資材作成費（ポスター、ＰＯＰ広告、SNS 広告等の WEB 広告やデジタルサイネージのコンテンツ制作費、その他資材作成費等） ・啓発資材発送費 ・SNS 広告等の WEB 広告やデジタルサイネージの配信・設定経費等 ・ＴＶ、ラジオ広告制作費等 ・新聞広告掲載費

（３）その他緊急的な措置として農林水産省生産局長が特に必要と認める場合に行う事業	別に定める経費
２　大規模契約栽培産地育成強化推進事業	
（１）大規模契約栽培産地育成強化支援事業	持続的生産強化対策事業実施要領（令和４年４月１日付け３農産第 3175 号、３畜産第 1993 号農林水産省農産局長、農林水産省畜産局長通知）別表１の２の（２）のイに定める経費

別表２　コスト分析基準

事業名	項　目	基　　準
１　緊急需給調整事業に係る補助事業		
（１）、（２）及び（３）の事業共通	① 会場借料	会議等１回１日及び参加者一人当たり 1,500 円
	② 講師謝金	１時間当たり 7,900 円（大学教授級）
	③ 委員等謝金	１日当たり 7,900 円（本省課長補佐級）
	④ 旅費	事業実施主体の定める規定により算定した額
	⑤ アルバイト賃金	単価については、事業実施主体の賃金支給規則や国・都道府県・市町村の規程等によるなど、業務内容に応じた妥当な根拠に基づき設定するものとし、賃金の単価の設定根拠となる資料を事業実施計画等に添付すること。
（１）緊急需給調整推進費助成事業	① トラクター等賃借料	１日１台当たり 40,000 円
	② 燃料費	燃料使用時の価格
	③ 作業人夫賃	単価については、事業実施主体の賃金支給規則や国・都道府県・市町村の規程等によるなど、業務内容に応じた妥当な根拠に基づき設定するものとし、賃金の単価の設定根拠となる資料を事業実施計画等に添付すること。
（２）緊急需給調整推進事業		
ア　産地情報調査員設置事業	調査員手当	１日当たり 7,900 円
	原稿料	400 字当たり 1,500 円

	産地指導員手当 調査謝礼	1日当たり7,900円 1回当たり2,800円以内 調査等に要する生産者への調査謝金又は調査謝礼（現品）とする。
イ　緊急出荷調整連絡協議会開催等事業	―	―
ウ　消費拡大推進事業	別に定める項目	別に定める基準によるものとする。
（３）その他緊急的な措置として農林水産省生産局長が特に必要と認める場合に行う事業		
２　大規模契約栽培産地育成強化事業	① 会場借料	会議等1回1日及び参加者一人当たり1,500円
（１）大規模契約栽培産地育成強化支援事業	② 委員等謝金	1日当たり7,900円（本省課長補佐級）
	③ 旅費	事業実施主体の定める規定により算定した額
	④ アルバイト給与	単価については、事業実施主体の給与支給規則や国・都道府県・市町村の規程等によるなど、業務内容に応じた妥当な根拠に基づき設定するものとし、給与の単価の設定根拠となる資料を事業実施計画等に添付すること。

注）基準額は税抜き

別記様式

指名停止に関する申立書

年　月　日

事業実施主体名
　代表者名　○○　○○　殿

受注者　　所　　在　　地
商号又は名称
代　　表　　者

当社は、貴殿発注の請負（又は売買等）契約の競争参加に当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関及び独立行政法人農畜産業振興機構から工事請負契約に係る指名停止の措置を受けていないことを申立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申立てません。

（注）この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等の機関、地方支部部局並びに農林水産技術会議事務局筑波事務所をいう。